

県営林 施業基準

施業種別	内 容
植栽	<p>植栽樹種は、立地条件や既往の造林成績、指標植物の生育状態及び木材需要等を考慮して「ヒノキ」を主体とするが、「スギ」及び「マツ」の植栽や「ケヤキ」、「ヤマザクラ」等の広葉樹の植栽についても、適地適木の原則で行う。</p> <p>尾根筋等地味不良な林地等は、天然更新または施業除地とする。</p> <p>補植は、原則として植栽の翌年に行う。</p>
下刈り	<p>植栽年度の翌年から、「ヒノキ」、「スギ」にあつては7年間、「マツ」、「広葉樹」にあつては5年間を基準として、毎年全刈で行う。ただし、雑草の繁茂が著しく、植栽木の生育を阻害すると認められる区域については、年2回刈りまたは下刈期間の延長を行うものとする。</p>
つる伐り	<p>蔓茎類の繁茂の状況に応じて、刈払い及び薬剤処理により実施し、つる類の絶滅を図るよう努める。</p>
除伐	<p>概ね10年生から、目的樹種以外、あるいは、目的樹種でも傷害木、病虫害木、不良木等を対象として、1～2回実施する。ただし、目的樹種の生育状況及び雑草木の繁茂状況によって、除伐回数を追加するものとする。</p>
枝打ち	<p>原則として「ヒノキ」、「スギ」を対象として、材質の向上等を目的とし、次の基準により実施する。</p> <p>第1回 林齢が2～4齢級で、樹高が約4.5mに達したときに枝下2.0mの高さまで行う。</p> <p>第2回 林齢が3～5齢級で、樹高が約8.0mに達したときに枝下4.5mの高さまで行う。</p> <p>第3回 林齢が4～6齢級で、樹高が約10mに達したときに枝下6.5mの高さまで行う。</p>
間伐	<p>概ね20年生から、林分密度や下層植生の状況等に応じて、一般材生産目標では2～3回、大径材生産目標では4～5回実施する。</p> <p>概ね7齢級以上で間伐材の搬出が可能な林分は、間伐材の搬出に努める。</p>
主伐	<p>主伐は皆伐により行う。ただし、公益的機能の維持を図るため、伐採面積の規模や伐採区域の配置等を配慮するとともに、法令等により伐採について制限のある森林については、それぞれの法令等に定められた施業要件によるものとする。</p> <p>伐期齢は、平均成長量最大の時期を基準とし、生産材の利用価値、経済効果、市場動向、過去の伐採状況、県行造林においては土地所有者の意向等を加味して、一般材生産の場合は、60年生以上、大径材生産の場合は、80年生以上とする。</p>